

令和6年（行ウ）第53号 裁判官報酬減額等請求事件

原 告 竹内浩史

被 告 国

意 見 書

2024（令和6）年10月11日

名古屋地方裁判所 民事第1部 合議口C係 御中

原告訴訟代理人弁護士

水 野 幹 男



はじめに

本意見書においては、原告の竹内浩史さんの弁護士としての活動、弁護士任官するに際しての決意、竹内浩史さんが本件訴訟を提起するに至った経緯等について、代理人としての意見を述べます。

1 竹内浩史さんとの関係

竹内浩史さんは 1987 年司法修習を終了し、私が開設した名古屋南部法律事務所に入所。16 年間、弁護士として活動し、多くの成果を挙げてきました。

竹内浩史さんが、事務所に入所して間もないころ、修習生を指導する担当裁判官から「竹内君のような優秀の人がなぜ、名古屋南部法律事務所に入所したのか」とうらやましがられたことがあります。裁判所としても、竹内浩史さんには、裁判官になって欲しかったのだと思います。

2 竹内浩史さんの弁護士時代の活動

名古屋南部地域は大企業の工場が集中しており、労働事件や労災事件の多発地域でもあります。竹内さんは、一般の民事事件のほか長距離トラック運転士の過労死労災認定訴訟、タクシー運転士の過労障害労災認定訴訟、日立製作所昇給昇格差別事件等の労働・労災事件を担当して、勝訴判決を獲得してきました。名古

屋南部地域の公害訴訟の弁護団にも参加しています。

なかでも竹内浩史さんが弁護士として、その力を如何なく発揮したのは、市民オンブズマンの活動です。その点については別途新海聰弁護士が詳しく述べてられていますとおりです。

竹内浩史さんは、名古屋弁護士会の刑事弁護委員会に所属し、接見交通部会の部会長として活動し、その活躍ぶりは弁護士会の中でも高く評価されていました。そのことが、弁護士会から任官者に推薦されることに繋がっていると思います。

3 弁護士任官に際しての竹内浩史さんの決意

竹内浩史さんは、裁判官に任官するに先立って、推薦母体である中部弁護士連合会の弁護士任官適格者選考協議会から詳細な質問をうけ、書面による回答をしています。

その回答書のなかで、竹内浩史さんは、「2002年5月の日本弁護士連合会の定時総会において弁護士任官推進決議が上がり、みずからも賛成したこと、15年余の弁護士経験を積んだ弁護士が、裁判官に任官することには、法曹一元に向けた大きな意義があると思う」と述べています。

また、裁判官に任命されたらやり遂げたい事については、「憲法76条3項が規定するように良心に従い、弁護士任官にふさわしい裁判官として裁判所に新風を吹き込み、司法への国民の信頼を確立したい」とその意気込みを書き込んでいます。

4 本件訴訟を提起するに至った経緯について

竹内浩史さんが本件訴訟を提起するに至った経緯については、原告準備書面

(1) で述べられているとおりです。

その根底には、現在に司法行政に対する深い絶望感があると考えます。

大分地裁ではブログを巡って所長から査問を受け、大阪高裁では裁判長から「ブログを続けるのか」と暗にブログをやめるように言われるなど最高裁判所はブログに対する締め付けを強めています。

そのような状況の中で、竹内浩史さんは、岡口裁判官の弾劾裁判において弁護側証人として証人に立っています。私は、その証言を聴いて、遅まきながら裁判官が市民的な自由、とりわけ言論・表現の自由を奪われ、ブログすら発信することが事実上困難な状態におかれていることを知りました。

5 昇給・昇格の差別について

最高裁判所は、日本弁護士連合会との協議において、弁護士任官者について、キャリア裁判官と同等の待遇すると約束しています。ところが、竹内浩史さんについて極端な差別待遇を行っています。

その原因は、竹内浩史さんが、日本裁判官ネットワークの中心メンバーとして活動していること、2006年3月から実名のブログにより外部への発信を続けていること等、竹内浩史さんの自主的活動を理由とすると考えられます。

6 裁判官として相応しい人であること

竹内浩史さんは、どういう人かと尋ねられたとすれば、頭に浮かぶのは、「人の気持ちのわかる人」「人なつっこい人」、「博学多識で、ユーモアのある人」、「豪快に笑う人」「頭の回転の早い人」などという言葉です。テレビの人気クイズ番組に出演したこともあります。

竹内浩史さんは、超多忙な業務のなか、「裁判官の良心とは何か」（甲1号証）を著しています。原告の竹内浩史さん人柄やものの考え方を知るためにも重要な証拠です。裁判官には是非ともお読みいただきたい。

以上